

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年9月29日

株式会社ゼロジャパン
代表取締役社長 浅村 裕二
問合せ先：取締役管理本部長 井本 幸一
04-2997-2000
URL : <https://zerojapan.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、従業員、顧客、取引先、債権者、地域コミュニティ等、当社の事業活動に大きな影響や利害関係を有するステークホルダーの利益を尊重した経営を徹するべく、「経営の効率化」、「業績の向上」及び「コンプライアンスの重視」を柱としたコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題として取り組んでおります。

また、コーポレート・ガバナンスの基盤を整備、強化していくことが、当社の持続可能な成長と中期的な企業価値及び株主価値の最大化に資するものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
浅村 裕二	799,600	99.95
三巧商事株式会社	200	0.03
株式会社グロースウェル	100	0.01
ツキワッカ株式会社	100	0.01
計	800,000	100.00

支配株主名	浅村 裕二
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社におきまして、少数株主の保護は、公平で透明性の高い取引環境を確立し、すべての株主の権利を尊重するうえで極めて重要であると認識しております。

支配株主との取引が生じる場合には、その必要性及び合理性を十分に検証したうえで、取引条件が一般取引条件と同等であることを確認し、当社取締役会において慎重に審議し、取締役会決議をもって実施の可否を判断いたします。

また、こうした取引においては、常に公正かつ適切な関係の維持に努め、少数株主の利益を損なうことのないよう十分に配慮いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
滝沢 淳	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
滝沢 淳	—	—	税務、会計分野での豊富な経験を活かし、当社の企業価値向上に寄与いただくことを期待しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査部門（内部監査責任者及び担当者）は、それぞれ独立した立場で監査を行いつつ、相互に連携・補完しながら、企業経営の健全性確保に資する監査機能を果たしております。これらの監査は、策定された監査計画に基づき適切に実施されています。

なお、当社は「大会社」に該当しないため法定の会計監査人は設置しておりませんが、外部の監査法人による金融商品取引法に準じた任意の監査を受けております。

この監査法人とも、監査役および内部監査部門との間で適宜、情報共有や意見交換を行い、いわゆる「三様監査」としての実効性の向上と連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている 人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿部 大亮	他の会社の出身者													
岸川 康太郎	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 大亮	—	—	公認会計士および税理士としての長年にわたる実務経験と専門的知見を有しており、これらを活かした経営監視機能の発揮が期待できることから、監査役として選任しております。
岸川 康太郎	—	—	法務及びコンプライアンス分野並びに公認会計士としての専門的知見を有しており、当社の監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の決定は、株主総会においてその限度額を決議し、各取締役の個別報酬の決定は代表取締役社長に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役に対する事務的なサポートは管理本部が担当しており、取締役会をはじめとする重要会議においては、会議資料を事前に配付するとともに、必要に応じてその内容についての事前説明も実施しております。

これにより、社外取締役並びに社外監査役がその職責を適切に果たせるよう支援体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

取締役会は、「取締役会規程」に基づき毎月1回以上開催しており、経営に関する重要事項の審議および取締役の職務執行に対する監督を行っております。

2) 監査役

監査役は、取締役会のみならず、社内の重要会議や主要プロジェクトにも出席し、多角的な視点から取締役の業務執行の監視を行っております。また、定款・法令等の遵守状況についても厳格に監査・監督を実施しております。

3) 内部監査

内部監査は、社内の内部監査規程等に基づき、複数名による内部監査プロジェクトチームが定期的に監査を実施し、業務の適正性について評価・確認を行っております。監査結果は速やかに代表取締役社長へ報告され、必要に応じて関係役員にも共有されております。

また、監査役とも必要に応じて意見交換を行うなど連携を図り、監査機能の実効性向上に努めております。

4) 会計監査

当社は東光監査法人と監査契約（継続監査期間2年）を締結しており、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づき、独立した立場から会計監査を受けております。2025年6月期の監査を担当した公認会計士は中川治氏、杉本拓司氏の2名であり、また、補助者として公認会計士4名が監査業務に従事いたしました。

なお当社とこれらの公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

監査法人の選定にあたっては、独立性、専門性、品質管理体制を有していることに加え、監査方法や報酬体系等を総合的に勘案した結果、適任と判断し選定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現行のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由は、当社の事業内容および会社規模等を総合的に勘案した結果、業務執行機能と監督・監査機能とのバランスを効率的に発揮できる体制であると判断しているためです。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社では、Web サイト内に IR 情報ページを設けており、TDnet において開示された情報のほか、決算情報、発行者情報等を掲示しております。なお決算説明会資料等についても、今後順次掲載を予定しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	IR に関する対応は、管理本部において所管しており、適時・適切な情報開示に努めてまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR 活動等の実施	取引や業績等に応じて、ワクチンやテレホンカードの寄付を行っております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号及び会社法施行規則第 100 条に規定する、業務の適正を確保するために必要な体制の整備として、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めています。

1. 取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保する体制

- リスク・コンプライアンス管理規程を整備し、役職員の法令遵守を徹底する。
- 内部通報規程を設け、不正・不祥事の早期発見と是正を図る。
- 定期的な研修を実施し、役職員のコンプライアンス意識を醸成する。

2. 取締役の職務執行を監督する体制

- 取締役会は業務執行取締役からの定期的な報告を受け、必要に応じて指導・監督を行う。
- 社外取締役を選任し、経営判断の透明性・客観性を高める。

3. 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

- ・取締役会議事録、稟議書等の重要文書・電子データを法令・社内規程に基づき適切に保存・管理する。

4. 損失の危険の管理に関する体制

- ・リスク・コンプライアンス管理規程を整備し、重要なリスクの把握・分析・評価を行い、必要な対応策を講じる。
- ・重大なリスクが発生した場合、速やかに取締役会に報告し、対応を決定する。

5. 取締役の職務執行の効率性を確保する体制

- ・業務分掌規程及び職務権限規程を整備し、責任と権限を明確化する。
- ・中期経営計画及び年度予算に基づく業績管理を行い、進捗を定期的にモニタリングする。

6. 企業集団における業務の適正を確保する体制

- ・関係会社管理規程を定め、子会社並びに関連会社の重要な経営判断については職務権限規程に定める承認を必要とする。
- ・子会社並びに関連会社から定期的な業務報告を受け、必要に応じて当社役職員を派遣し、業務の適正を確保する。
- ・将来のM&Aによる子会社増加に備え、管理体制を段階的に整備する。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、必要な情報を迅速かつ適切に提供する。
- ・監査役は監査法人及び内部監査プロジェクト（クロス監査を含む）と連携し、監査の実効性を確保する。
- ・監査役の独立性を確保するため、必要な費用・人員を提供する。
- ・将来的に監査役会設置会社へ移行することを見据え、監査役間の情報共有及び意見交換の場を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任を果たすうえで、反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針としております。この方針のもと、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等の調査実施要領」を定め、全社的な排除体制を整備しております。

具体的には、取引開始時における相手方調査の徹底、取引契約書への反社会的勢力排除条項の組込み、社員に対する教育・啓発の実施等により、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

また、当社は関係行政機関、警察、弁護士など外部専門機関と緊密に連携し、不測の事態に対しても組織的かつ迅速に対応できる体制を構築しております。

V. その他

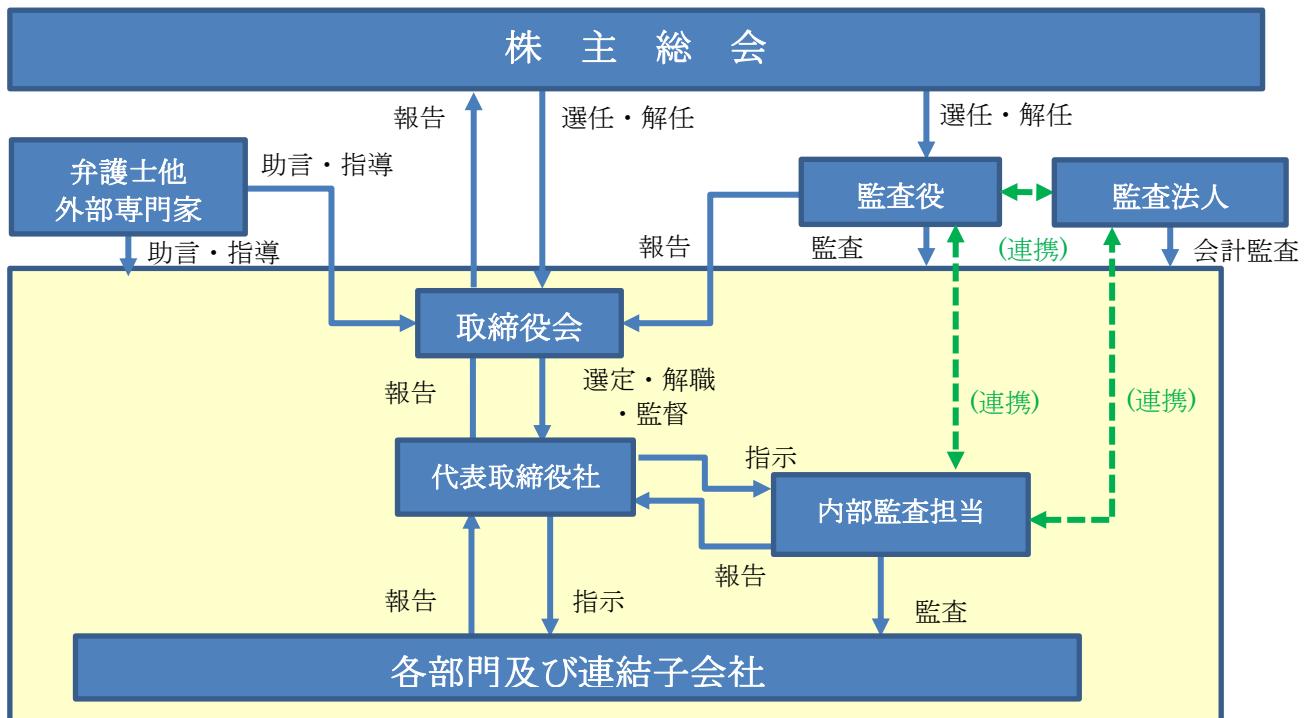
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

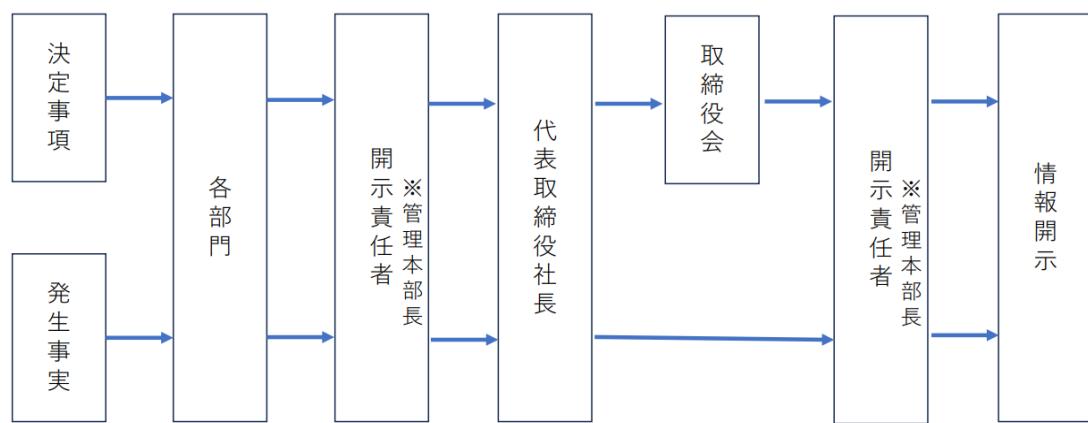
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上